公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名		皆野町	国調人口(H17.10.1現在)	11,518
	構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	84
	伸风凹冲石			

- 注1 団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」 欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数		0.486 (H18)	標準	財政規模(百万円)	2,504 (H17)
実質公債費比率 ((%)	17.0 (H18)	地方	債現在高(百万円)	2,854 (H17)
経常収支比率 ((%)	88.8 (H17)	う	ち普通会計債現在高(百万円)	2,854 (H17)
実質収支比率 ((%)	3.1 (H17)	う	ち公営企業債現在高(百万円)	0 (H17)
			積立金現在高(百万円)		937 (H17)

注 平成17年度(又は平成18年度)の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等 の構成団体の各数値を加重平均したものを用いるものとする(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険 資金について対象としない財政力指数 1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数 を記載すること。)。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし

〔合併期日:平成 年 月 日〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律 第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町 村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2 項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置された ものに限る。)をいう。
 - 3 にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

	X	分		内 容
計	匪	<u> </u>	名	皆野町財政健全化計画
計	画	期	間	平成19年度 ~ 平成23年度
既	存計画	との関	係	皆野町リフレッシュプラン 0 5 (H17~H21)
公	表の	方 法	等	ホームページ・広報紙による公表及び議会への報告
基	本	方	針	財政健全化にあたっては、「皆野町リフレッシュプラン05」(H17~H21)を策定し、簡素で効率的な行財政運営の推進に向け取り組んでおります。今後は、このプランを着実に実施するとともに、国の構造改革等の動向に注視し、時代の変化に対応した自治体としての役割が果たせるよう財政健全化計画を推進していきます。